**令和３年度大阪府立稲スポーツセンター指定管理者評価票**

※評価は、S～Cの４段階とし、Aを標準とする。

| 評価基準（内容） | | 指定管理者の自己評価 |  | 施設管理者の評価 |  | 評価委員会の  指摘・提言 |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 評価  S～C | 評価  S～C |
| １施設の設置目的（身体障がい者福祉センターＡ型の機能）及び管理運営方針 | （１）施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営しているか  ・障がい者のスポーツ及び文化芸術（レクリエーション）その他の障がい者の社会参加の促進に資する活動を支援する  （２）指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を適正に行っているか  また、関係法令を遵守している  か  ①　第三者への委託は適切に行われているか  ②　年間事業計画書等を適切に提出しているか  ③　事業報告書等を適切に提出しているか  ④　指定期間中の管理状況（経理状況）を府に報告しているか  ⑤　府が管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は応じているか  ⑥　個人情報の取扱い  ⑦　情報公開への対応  ⑧　公正採用への対応  ⑨　人権研修の実施  ⑩　障害者基本法、身体障害者福祉法、障害者総合支援法、社会福祉法、障害者差別解消法など障がい者福祉に資する法令  ⑪　大阪府社会福祉施設設置条例及び同条例施行規則、大阪府立稲スポーツセンター管理規則など、稲スポーツセンターの運営を行うにあたり必要な条例、規則  ⑫　労働基準法、最低賃金法、労働安全衛生法及び消防法などその他管理運営を行うにあたり必要な関係法令  ⑬　その他関係法規、通知、要領等  ⑭　本要項、協定、提案、その他本府との事前協議による合意、その他府の指示等 | （１）  　大阪府社会福祉施設設置条例や身体障害者福祉法を遵守した運営を実施  　障がい者スポーツ拠点施設の稲スポーツセンターとして、特性を活かして障がい者への貸館にかかわる減免や合理的配慮提供、障がい者利用の安全性を確保し、障がい者の利用環境を整備した。  　上級障害者スポーツ指導員、中級障害者スポーツ指導員、初級障害者スポーツ指導員、専門指導員を配置し、障がい者が安心して来館できる拠点施設として、スポーツ等に参加できる環境・専門性を整えた。  　また、専門性を活用し支援学校、府主催事業、大阪府障がい者スポーツ大会、全国障害者スポーツ大会大阪府選手団強化練習会に指導員派遣するとともに、大阪府教員対象の障がい者スポーツ研修を実施した。  　大阪府立障がい者交流促進センターと連携し、支援学校指導や教員研修などの共催事業を実施するとともに、国際障害者交流センタービッグ・アイで開催された、共に生きる障がい者展支援学校等ダンスパフォーマンス大会・大阪に出場した。  ※コロナ対策    　スポーツ庁「社会体育施設の再開に向けた感染拡大予防ガイドライン」また、「FIAフィットネス施設における新型コロナウイルス感染拡大対応ガイドライン」に基づき運営するとともに、大阪コロナ追跡システム、厚労省アプリ「COCOA」の導入を推進中  　基本対策  　検温：玄関に非接触型サーモチェッカー2台を設置。サーモチェッカーが使いにくい方には、スタッフが非接触型体温計で検温している。  　手洗い：手洗い啓発のポスターを掲示及び声掛け。トイレ・更衣室にある各洗面台には、薬用泡せっけんとペーパータオルを設置。  　また、自動アルコールディスペンサー3台を入り口に設置し手指消毒を徹底。  　消毒：手や人と接する箇所を消毒。受付では、ボールペン・バインダー等の返却がある都度消毒。ロッカーキーの返却時に使用ロッカー本体とキーを消毒。  　使用物品では、卓球台・バスケットボール・ピン球など可能な物品をすべて消毒  　マスク：来館者全員にマスク着用をお願いし、忘れた方には施設よりマスクを渡している。トレーニング室は、運動中もマスクを着用。体育館は任意になるが、原則着用をお願いしている。  　換気：各室に二酸化炭素濃度測定器を設置し、モニタリングを実施するとともに、施設すべての窓・扉を開け換気量を十分に確保している。冷暖房効果が下がるため、夏季冬季はフル運転を実施。  　3密になりやすい更衣室では、サーキュレータを各3台設置し空気の流れをつくり換気するとともに、定員6名で3密回避を図る。  　その他、大阪府からの指示・情報提供や業種別ガイドラインに則り感染症拡大防止策を実施。  ※緊急事態宣言に伴う臨時休館（4/25～6/20）  事業開催  　定員を半数にしての開催だが、可能な限り開催数を増やし一人でも多くの方に参加いただけるように努めた。  　4/25から6/20の臨時休館中は、休館の連絡を電話及びハガキで行い再延長の都度同様の連絡を行う。再開時はお知らせをしてお休みが続いている方にはフォロー電話を行う。  　事業開催回数　　当初計画（4～3月） 　441回  　　　　　　　　　修正計画（4～3月）　　491回（予定）  ＜ スポーツ ＞  ・卓球スキルアップ練習会  ・フライングディスクディスタンス練習会  ・ショートテニス練習会  ・卓球ステップアップ練習会  ・卓球練習会  ・バドミントン練習会  ・フライングディスク練習会  ・エアロビクスサークル  ・卓球サークル  ・バスケットボールサークル  ・ビームライフル射撃サークル  ・稲卓球クラブ  ・チャレンジスポーツ  ・スポーツ教室  ・ダンスレッスン  ・キッズクラブ  ・サマーキッズ  ・ジュニアスポーツ  ・エンジョイスポーツ  ・健康体操  ・エンジョイダンス  ＜ 文 化 ＞  ・親子音楽あそび  ・音楽クラブ  ・音楽レクリエーション  ・手作りおやつ教室  ・書き方教室  ・和太鼓教室  ・メイクサービス体験（中止）  （年2回開催予定だが、身体接触があり至近距離なため協会と協議の上、中止）  ・笑いヨガ（※本年度より実施）  ・ジャンベクラブ  ・インテリアガーデニング  ・クラフト教室  ・映画観賞会  ＜大会・イベント＞  ・ふれあいコンサート（7/22：中止）  　　緊急事態宣言に伴い中止  ・あいあいプラザ祭り（10/23：中止）  　　あいあいプラザ内施設で協議の結果中止  　　＊代替イベント「パラスポーツ体験」車いすバスケットボール＆ボッチャ  ・レクリエーション大会（11/3）（※本年度より開催）  ・稲スポーツセンター杯卓球大会（11/23：中止）  　　観覧席が無く待機スペースが狭いため、卓球協会と協議の上中止  　　＊代替イベント　特別卓球開放・特別バスケットボール開放・トランポリン開放  ・クリスマスコンサート（12/19）  ・活動展（3/13）  （２）   1. 第三者への委託については、「第三者に委託等を行う業務について（申請）」（3/30提出）の通り、本募集要項、大阪府の基準、条例などに基づき適正に実施している。   ②　府への年間事業計画書の提出は、必要に応じ適切に実施している。  ③　府への事業報告書の提出等各種報告は、必要に応じ適切に実施している。  ④　府への管理状況の提出等各種報告は、必要に応じ適切に実施している。  ⑤　府から管理運営について実地検査及び協議を求められた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求められた場合は、適切に対応している。  ⑥　「大阪府個人情報保護条例」及び当法人「個人情報保護規程」に基づき適正に運用している。  ⑦　当法人「情報保護規定」に基づき適正に管理している。  ⑧　「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき「公正採用選考人権啓発推進員」を設置するとともに、大阪府「公正な採用選考のために」に基づき公正な採用選考を実施している。  ⑨　年2回の研修を計画しており第1回目は7/28に実施し第2回目は2/14の予定  ⑩　関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。  ⑪　関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。  ⑫　労働関係法令他その関係法令、要項、協定、府の指示などを遵守し適切に運用している。    　　⑬　その他関係法規、通知、要領等を遵守し適切に運用している。  　　⑭　本要項、協定、提案、その他府との事前協議による合意を遵守し運用し、その他府の指示等に協力している。 | A | （１）  利用者本位の考えのもと、障がい者スポーツ拠点施設として障がいのある方々にスポーツ及び文化芸術(レクリエーション)を提供し、社会参加の促進を図っている。  上級障害者スポーツ指導員、中級障害者スポーツ指導員、初級障害者スポーツ指導員、専門指導員を配置し、拠点施設としてスポーツ等に参加できる環境・専門性を整えている。  専門性を活用し支援学校、府主催事業、学校や地域に指導員派遣など連携事業や大阪府教員対象の障がい者スポーツ研修等を実施している。  多種多様なスポーツ・文化事業を開催している。  新型コロナウイルス感染症の影響により、中止を余儀なくされたものや規模を縮小して開催したものなどもあるが、代替事業の開催や開催数を増やすなど工夫しながら実施している。  以上のことから、概ね施設の設置目的及び管理運営方針に沿って運営していると判断される。  （２）   1. 第三者への委託は募集要項や条例等に基づき適切に行われている。 2. 年間事業計画書等を適切に提出している。 3. 事業報告を適切に実施している。 4. 指定期間中の管理状況（経理状況）を定期的に府に報告している。 5. 府から管理運営について実地検査及び協議を求めた場合や、直接利用者からの要望や満足度を聞く機会を求めた場合は、適切に対応している。 6. 個人情報の取扱いについては関連法令等に基づき適正に運用している。 7. 情報公開への対応については「情報公開規定」に基づき適正に対応している。 8. 公正採用への対応については「大阪府公正採用選考人権啓発推進員設置要綱」に基づき「公正採用選考人権啓発推進員」を設置し、大阪府「公正な採用選考のために」に基づき公正な採用選考を実施している。 9. 人権研修の実施については適切に実施している。   ⑩～⑬関係法令を遵守して適切に管理運営を実施している。  ⑭　本要項、協定、提案、その他府との事前協議による合意を遵守し運用し、その他府の指示等に協力している。  以上のことから、概ね指定管理者として、管理運営業務のほか権限行使や組織体制運営等を適正に行っており、また、関係法令を遵守していると判断される。 | A | 特段の指摘、提言なし。 |
| ２平等な利用を図るための具体的手法・効果 | （１）障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っているか  ①　休館日・開館時間  ②　館内スポーツ施設・館外スポーツ施設及び会議室等諸室の利用時間   1. 休日の変更 2. 障がい者の利用等に際しての合理的配慮   （２）以下の利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われているか  ①　貸館申込手続き、利用方法諸手続きの説明  ②　予約申込み受付業務  ③　申請受付利用承認業務  ④　施設利用区分ごとの日報、月報、年報の整備  ⑤　諸設備、体育器具、備品等の管理、点検、貸出、補修に関する業務等  ⑥　稲スポーツセンターの利用の承認及びその取消  ⑦　入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止 | （１）  　①　休館日・開館時間  ・休館日  　　ア　火曜日（その日が国民の祝日に関する法律に規定する休日にあたるときはその翌日（その日が休日にあたるときは、その翌日。以下、この項において「定休日という。）  　　イ　休日（1月1日を除く）の翌日※  　　　　※その日が休日の場合　→　当該休日の次の日  　　　　　その日が定休日の場合　→　定休日の次の日  　　ウ　12月29日から翌年の1月3日の日  　　　　※大阪府「緊急事態宣言」発出のため4/25～6/20まで休館  ②　体育館　　　　　　午前10時から午後8時まで  　　トレーニング室　　午前10時から午後8時まで  　　会議室・多目的室　午前9時30分から午後8時30分まで    ③　なし  ④　ホームページの文字サイズ及び背景色変更に対応  <https://fitness21.or.jp/jigyo-shitei/osakafu-inaspo/>  施設各所における点字表記  　　館内掲示、チラシ等でのルビ表示  　　やさしい日本語表記  　　ピクトグラム等の補助コミュニケーションの活用  　　障がい者団体の予約を優先  　　障がい者専用事業、開放、イベントの実施  　　受付やトレーニング室に杖置きを設置  　　トレーニング室のマシンのスイッチに、点字シールを貼付  　　視覚障がいのある方の当センターカードに点字シールを貼付  　　車いす導線にて施設内のレイアウト見直し  　　　＜利用者対応を強化中＞  　　　　初回の利用者対応を強化したうえで、定期的にコミュニケーションを取りニーズに合ったサービス提供を実施中。  　　（例）視覚障がいのトレーニング室利用者  　　　　初回にトレーニング講習会を実施し、施設・マシン等を詳しく説明。マシンの操作ボタンの点字対応を当事者と相談しながら作成。その後もコミュニケーションに努める。  　　　　11月に「サウンドテーブルテニス(STT)をやってみたい」と申し出あり。多目的室を専用利用（有料）していただき、指導員がSTT指導を実施。  　　　　専用利用の金額が負担なため、大阪府に「STT体験会」（無料）の事業追加を提案し、1月より実施予定。参加人数を見てご意見を伺いながら、体験会から練習会への変更時期を検討する。    　　　＜コロナ過対策＞  　　　◎接客・事業  　　　　コロナ過で誰もが不安を感じる中、スポーツセンター内では笑顔になっていただけるように、声掛けや話し方を工夫する。  タッチやスキンシップが困難なため、マスク着用でも満面のスマイルを大切にしボディーランゲージと声掛けでコミュニケーションを積極的に図る。  　　　◎受付・申込  　　　　事業申込は、電話OKを前面に出し参加者の負担軽減を図る。また問い合わせ電話でも、事業案内を行いその場で申し込みを受け付けた。  臨時休館明けなど申し込み状況を確認し、参加者で申込未の方に電話フォローをする。  　　　　施設利用申込書はホームページからダウンロードに対応。  （２）  ①　利用方法諸手続きの説明については、受付で利用案内を手渡し丁寧に説明している。  ②　予約申込みは、受付及び電話、FAXによる受付を実施して　いる。  ③　申請受付利用承認業務は「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき実施している。   1. 日報、月報、年報については、受付管理システムで適切に整備している。   ⑤　諸設備については、始業前後の日常点検を実施し、法定点検の際には立ち合って状況確認するとともに、不具合については、補修、修理等の手配を実施している。  ⑥　利用の承認及びその取消については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。  　　⑦　入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止については「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。 | A | （１）  ①休館日を毎週火曜日及び休日の翌日としている。  ②体育館及びトレーニング室の利用時間を午前10時から午後8時までとし、会議室・多目的室の利用時間を午前9時30分から午後8時30分までとしている。  ③休日の変更はなし。  ④ホームページの文字サイズ及び背景色を変更し、施設各所に点字表記を行うとともに、館内掲示やチラシ等へのルビ表記、やさしい日本語表記、ピクトグラム等の補助コミュニケーションの活用など、障がい者の利用等に際して合理的配慮を行っている。また、利用者の意見を可能な範囲で取り入れサービスを提供することができている。また、コロナの影響で不安になる利用者に対し安心していただくよう意識し接客することができている。事業の申込においても利用者が効率的に申込みできるように対応することができている。  以上のことから、概ね障がい者の利用に際し、合理的配慮を適切に行うなど、公平なサービス提供、対応を行っていると判断される。  （２）  ①利用方法諸手続きの説明について、受付で利用案内を手渡し説明している。  ②予約申込みは、受付及び電話、FAXによる受付を実施している。  ③申請受付利用承認業務は「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき実施している。  ④日報、月報、年報については、受付管理システムで適切に報告している。  ⑤諸設備については、始業前後の日常点検を実施し、法定点検の際には立ち合いし状況確認するとともに、不具合については、補修、修理等の手配を実施している。  ⑥利用の承認及びその取消については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。  ⑦入館禁止、又は退館若しくは入館制限及び設備の変更の禁止については、「大阪府立稲スポーツセンター管理規則」に基づき適正に実施している。  以上のことから、概ね利用の承認、その取消しその他の利用に関する業務が適切に行われていると判断される。 | A | 施設ホームページのさらなる充実及び利用者の合理的配慮等への対応の観点から以下の点について改善などを検討いただきたい。  ・ホームページ内の表記について可能な限り漢字にフリガナをふる。  ・同じ意味であると思われる文言・表現の統一を実施する。  ・音声読み上げ機能の実装　など |
| ３利用者の増加やサービスの向上を図るための具体的手法・効果 | （１）府施策の方向性を理解したものとなっているか  ・利用環境の継続性確保について  ①教室等を引き続き実施すること（募集要項別添２）  ②教室等のＰＤＣＡを実施すること（募集要項別添３）  ③教室等の継続性確保や変更時の利用者対応（講師交代の２～３回前から現・新の講師による同時対応、困難な場合は利用者説明会の開催等）を実施すること  ・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について  ①障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言等を得るなど、連携体制を確保すること  ②障がい者の文化芸術において、国際障害者交流センター(ビッグアイ)から助言等を得るなど、連携体制が確保すること  ③支援学校等への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣など地域活動支援の展開を図ること | （１）  　　①　募集要項別添2に基づき教室などを引き続き実施。コロナウイルス感染拡大防止のため、定員を半数にしての実施となったが、可能な限り開催数を増やし（2部制を3部制に増設するなど）一人でも多くの方に参加いただけるように努めた。  　　3密が回避できない教室等はやむを得ず中止したが、可能な範囲で代替イベントを実施  （再掲）  ・あいあいプラザ祭り（中止）  　　＊代替イベント「パラスポーツ体験」  　　　　　　　　　車いすバスケットボール＆ボッチャ等  ・稲スポーツセンター杯卓球大会（11/23：中止）  　　観覧席が無く待機スペースが狭いため、卓球協会と協議の上中止  　　＊代替イベント　特別卓球開放・特別バスケットボール開放・トランポリン開放など  ②　教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施し、結果を管理運営等に反映させる（年2回）  　　1回目　12月　　2回目　2～3月  ③　教室・講師等の大きな変更がないため、利用者説明会は開催していない。軽微な変更については、定期的に関係者に個別に相談を行っている。  ①　障がい者交流促進センターから事業の内容・募集方法・支援学校との連携などについて助言をいただいた。  　　連携事業として「大阪府障がい者スポーツ大会」の陸上・FD・卓球競技への指導員の派遣（新型コロナウイルスの影響により中止）や、「全国障害者スポーツ大会大阪府選手団強化練習会（7/18：ファインプラザ大阪、8/1：稲スポーツセンター）」、「大阪府教員障がい者スポーツ研修(8/5：稲スポーツセンター)」を開催するなどした。  　　また、北大阪の支援学校指導として新たに「高槻支援学校（中等部：FD指導）」「摂津支援学校（車いすバスケットボール・シッティングバレーボール（1/15予定）」などの指導を実施することができた。  ②　国際障害者交流センターから事業について助言をいただき、利用者への対応や、事業メニューを工夫するなどし、既存事業を開催した。  　　③　大阪府立豊中支援学校　陸上クラブ指導（月1回）  　　　　大阪府立箕面支援学校とボッチャについて打合せ 　　　（コロナ感染拡大防止のため本年度は開催なし）  　大阪府立高槻支援学校中等部（★NEW）　FD指導（7/5）  　　　　大阪府摂津支援学校（★NEW）車いすバスケ・シッティングバレー（1/15）予定  　　　　大阪府教員障がい者スポーツ研修を開催（大阪府内小・中・高・支援学校教員対象：8/5）  　　　　枚方ハーフマラソン視覚障がいの部（★NEW）（大阪府障害者スポーツ協会共催）（1/10予定）スタッフ派遣  　　　　大阪府立豊中支援学校　授業でボッチャに取り組む（アドバイス・備品貸出）  　・小・中・高等学校への障がい者スポーツの備品貸出（貸出時に、ルールや指導方法のアドバイスを実施） | A | （１）  ・利用環境の継続性確保について  ①募集要項別添2に基づいて作成した「稲スポーツセンター事業計画（参考１参照）」の通り引き続き実施している。  ②教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施している。（参考５「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査結果」参照）  ③必要に応じて定期的に相談を実施している。  以上のことから、概ね、利用環境の継続性が確保できていると判断される。  ・障がい者スポーツ等活動・広域拠点性の確保について   1. 障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）から助言を得て、多数の事業を実施している。   また、北摂地域の学校等への障がい者スポーツの指導等で連携体制を確保している。   1. 国際障害者交流センター(ビッグアイ)から助言を得て、事業に反映させた。 2. 支援学校へ職員や障がい者スポーツ指導員を派遣したり、教員向けの研修会を開催等したりしている。   以上のことから、概ね障がい者スポーツ等活動・広域拠点性が確保できていると判断される。 | A |  |
| （２）専門性・連携体制が確保されているか（人員体制含む）  ①中級障害者スポーツ指導員等の有資格者が３名以上配置されているか  ②障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）、国際障害者交流センター(ビッグアイ)との連携が確保できる職員の配置がされているか  ③その他の関係機関との連携体制が確保されているか  【再掲】  ・ビッグアイ、ファインプラザ大阪から助言等を得る  ・支援学校へ職員や障がい者スポーツ指導員の派遣等を実施 | （２）  ①　上級障害者スポーツ指導員1名  　　中級障害者スポーツ指導員1名  　　初級障害者スポーツ指導員1名（稲スポーツセンターで9年間の指導経験あり）  　　専門指導員　1名（初級障害者スポーツ指導員養成講習会講師、保健体育教員免許：中・高）  　　を配置  ②　大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）勤務経験者2名を配置。勤務時に「共に生きる障がい者展」や「全スポ大阪府選手団合宿」などで国際障害者交流センター(ビッグアイ)で活動経験あり。    ③　【再掲】  　　大阪府立豊中支援学校　陸上クラブ指導（月1回）  　　　　　大阪府立箕面支援学校とボッチャについて打合せ 　　　（コロナ感染拡大防止のため本年度は開催なし）  　大阪府立高槻支援学校中等部（★NEW）　FD指導（7/5）  　　　　大阪府摂津支援学校（★NEW）車いすバスケ・シッティングバレー（1/15）予定  　　　　大阪府教員障がい者スポーツ研修を開催（大阪府内小・中・高・支援学校教員対象：8/5）  　　　　枚方ハーフマラソン視覚障がいの部（★NEW）（大阪府障害者スポーツ協会共催）（1/10予定）スタッフ派遣  　　　　大阪府立豊中支援学校（★NEW）　授業でボッチャに取り組む（アドバイス・備品貸出）  　・小・中・高等学校への障がい者スポーツの備品貸出（貸出時に、ルールや指導方法のアドバイスを実施） |  | （２）  ①中級障害者スポーツ指導員等の有資格者を2名以上、障がい者スポーツ指導経験者を1名以上配置している。   1. 大阪府立障がい者交流促進センター（ファインプラザ大阪）勤務経験者2名を配置している。その職員が国際障害者促進センター(ビッグアイ)で開催されるイベント等への従事経験があり、両施設との連携役を担っている。 2. 【再掲】   支援学校への職員や障がい者スポーツ指導員の派遣や、教員向けの研修会等を実施するなど、関係機関との連携体制が確保されている。  以上のことから、概ね専門性・連携体制が確保されていると判断される。 |  |  |
|  | （３）利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能しているか  ・教室等のＰＤＣＡを実施すること（別添３）【再掲】  ・利用者の満足度向上に努める取組（利用者からの苦情や要望、満足度適宜把握し、府に報告する等）  ・業務や経理に関する資料や報告書などを半期ごとに提出すること  （４）障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティング（ＰＲ）に関する業務が適切に行われているか | （３）  　・教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」を実施し、結果を管理運営等に反映させる（年2回）1回目　12月　　2回目　3月  　　　　アンケート用紙は、やさしい日本語でルビを振りわかりやすさを工夫。回答では、「わるい」「とてもわるい」などの選択肢を入れ、マイナス回答ができるようにするとともに、「不安」や「不満」の記載欄を追加  　　　・初来館者が、体育館の場所がわからず「なにわプラット」に入ったと声があったため、あいあいプラザ入口側の体育館大窓に、大きくわかりやすい「稲スポ」ポスターを掲示し、施設への案内を強化するなど、日々満足度の向上に努める。    　　　・「利用者ご意見箱」の設置（1階、2階：常設）  　　　　日常からコミュニケーションを増やし、小さなご意見でも  　　　　聞き取りを実施し改善  　　　・府への資料や報告書の提出は、必要に応じ適切に実施  　　　・アンケートへの対応については、館内掲示するなどしてフィードバック。  　　（再掲）  　　　（例）視覚障がいのトレーニング室利用者  　　　　初回にトレーニング講習会を実施し、施設・マシン等を詳しく説明。マシンの操作ボタンの点字対応を当事者と相談しながら作成。その後もコミュニケーションに努める。  　　　　11月に「サウンドテーブルテニス(STT)をやってみたい」と申し出あり。多目的室を専用利用（有料）していただき、指導員がSTT指導を実施。  　　　　専用利用の金額が負担なため、大阪府に「STT体験会」（無料）の事業追加を提案し、1月より実施予定。参加人数を見てご意見を伺いながら、体験会から練習会への変更時期を検討する。  （４）　機関紙「チャレンジ」を年3回継続して発刊し、事業の紹介や案内を実施  　　　　ホームページ上に利用申込書の様式等を掲載  　　　　ホームページで利用案内、事業案内及び事業実施報告を実施 |  | （３）  教室参加者に対して「大阪府立稲スポーツセンター利用者満足度調査」の実施や、「利用者ご意見箱」の設置を行い、利用者の声を聞き取っている。  これらのアンケートの結果を管理運営等に反映させるなど適切に対応している。  また、対応結果を府へ報告するとともに、館内に掲示するなどフィードバックも実施している。  以上のことから、概ね利用者の声や利用状況を管理運営等に反映させる仕組みが機能していると判断される。  （４）機関紙「チャレンジ」（参考６参照）を継続して発刊し、事業の紹介や案内を改善し実施するほか、ホームページで利用案内と事業案内を実施している。さらに、ホームページ上に利用申込書の様式を掲載した |  | 機関紙、施設ホームページ、チラシなどに加えて、ＳＮＳなどを活用した情報発信を通じた施設のさらなる認知に取り組んでいただきたい。 |
|  |  | ホームページの文字サイズ及び背景色変更に対応  　　　　事業案内チラシについて随時見直しを行っており、チラシを綴るステープラーを針無しから針無しのものに変更するなど、利用者の利便性の向上に努めている。  　　　　北摂の自治体障がい者福祉担当課に事業案内チラシを持参予定  　　　※現在、事業定員半減により、参加枠がないため未実施 |  | り、文字サイズ及び背景色の変更に対応したりするなど、ホームページの充実にも努めている。  以上のことから、概ね障がい者スポーツ及び稲スポーツセンターのマーケティングに関する業務が適切に行われていると判断される。 |  |  |
| ４施設の維持管理の内容、適格性及び実現の程度 | （１）施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っているか  ①　電気、機械設備運転及び保安管理業務  ②　清掃業務  ③　樹木・植栽の管理  ④　防火管理業務  ⑤　設備・機器保守点検業務  ⑥　その他施設の良好な維持管理に必要な業務等  （２）利用者の安全対策は万全か  （３）緊急時の危機管理体制を整備しているか | （１）  ①　専門業者による保守点検  　　　受変電設備点検（年1回）　5月、8月、11月  　　　吸収式冷温水機保守点検（年4回）5/1、7/9、11/27、3/  　　　空調設備点検（年2回）5/27、10/21  　　　昇降機保守点検（年12回）4/5、5/24、6/11、7/29、8/25、9/27、10/21、11/15、12/9  　　　自動扉保守点検（年3回）4/26、8/23、12/6    ②　日常清掃の実施（休館日を除く毎日）  　　　体育館、トレーニング室、会議室、多目的室、ロビー  　　　廊下、階段、受付、事務所、エレベーター、談話室、トイレ、更衣室、シャワー室、玄関、駐車場、外周  　　専門業者によるワックス清掃  　　　体育館ワックス清掃（年12回）  　　　館内廊下、ロビー、会議室、多目的室など（年6回）  　　定期清掃  　　　空調設備フィルター清掃（年3回）就労支援B型に委託  　　　定期施設清掃（年2回）  　　消毒  　　　施設消毒　ドア、ロッカー、机、ベンチ、洗面台、マシン、エレベーター、自販機などを消毒  　　　使用備品など消毒　トランポリン、ラケット、ボール、ネット、楽器、卓球台、ピン球など使用した物品を消毒    ③　専門業者に委託　除草、剪定、高木剪定  　　　道路側法面除草（年3回）就労支援B型に委託  　　　駐車場外周除草（年2回）INA職業支援センターに委託  　　　寄せ植えプランター17個（年4回）  　　　　　　INA職業支援センターに委託  　　　その他除草（草払い機で適宜除草）  ④　法令に基づき、防火管理者を選任し、専門業者に委託し消防設備点検を実施するとともに、消防・防災訓練を年2回実施（1回目　7/28実施）  ⑤　消防設備点検（年1回）  　　　トレーニング機器点検（日常・定期）  　　　日常点検、定期点検を実施し良好な維持に努める  ⑥　日常点検、定期点検を実施し良好な維持に努めるとともに、専門業者に委託し適切に維持管理を実施  　　　　※就労支援B型は、大阪府「工賃向上計画」に協力  　　　　　INA職業支援センターは職業訓練に協力  （２）  　　①　毎日開館前に目視による施設安全点検を実施、開館後は随時館内外を巡視  　　②　安全に施設を利用していただくために、初回トレーニング講習会を実施  　　③　全職員対象に、消防訓練、防災訓練を実施（年2回）  　　④　全職員を対象に、蘇生法ダミー人形、AEDトレーナーを使用したCPR研修を実施（年4回）  　　⑤　危機管理マニュアルに基づき  　　　　緊急時連絡体制  　　　　館内放送、警察・消防通報への通報マニュアルを整備  　　　　地震・台風・火災のマニュアルを整備  　　⑥　消防計画の作成  　　⑦　消防設備点検の実施  （３）  「稲スポーツセンター危機管理マニュアル」に基づき適切整備 | A | （１）  ①電気、機械設備運転及び保安管理業務については、専門業者に業務委託を行い、良好な状態を維持している。   1. 清掃業務については、日常清掃の実施、専門業者によるワックス清掃をはじめ、新型コロナウイルス感染症対策として消毒等を実施している。 2. 樹木・植栽の管理については業務委託を行い、良好な状態を維持している。 3. 防火管理業務について、法令に基づき実施している。 4. 設備・機器保守点検業務について、適切に保守点検を実施している。 5. その他施設の良好な維持管理に必要な業務等について、専門業者に業務委託を行ったり、日常点検・定期点検を計画的に実施したりするなど、適切に実施している。   以上のことから、概ね施設の維持管理を迅速かつ効率的に行っていると判断される。  （２）  ・毎日の開館前の施設安全点検の実施及び開館後の巡視を行っている。  ・初めての利用者への初回トレーニング講習会や、全職員を対象とした防災訓練やＣＰＲ研修等を実施している。  ・危機管理マニュアルに基づき緊急時体制を確立している。  以上のことから、概ね利用者の安全対策は万全であると判断される。  （３）  緊急時の危機管理体制を危機管理マニュアルに基づき適切に整備している。  以上のことから、概ね緊急時の危機管理体制を整備していると判断される。 | A | 特段の指摘、提言なし。 |
| ５府施策との整合 | （１）府の協力要請に対応しているか  ①　府が実施する事業への協力（府事業に係る稲スポーツセンター使用への協力を含む）  ②　知的障がい者の継続雇用の取組み  ③　省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応  ④　その他の社会情勢等による府からの要請に適切に対応しているか。 | （１）  ①　府からの要請に適切に対応  館内へのポスターの掲示等「障がい者週間」の啓発に努めた。大阪府の実施する文化・スポーツ・子育て支援等の事業ポスターや案内にも積極的に協力した。また、スポーツ、文化教室の紹介掲示、機関誌の発行による広報等を積極的に対応するとともに、教室の継続性、他施設との連携を行うなど広域的拠点としても積極的に取り組んだ。  ②　前指定管理期間から雇用されていた従事者が継続雇用している。  現従事者の勤務状況は、まじめで丁寧に業務をこなし、遅刻等もなく、極めて良好である。また、現従事者が元在籍していた事業所が近隣に位置していることによる安心感や、当施設職員からの声掛けなどもあることから、職場環境整備等支援組織の活用の必要性は感じない。今後、必要が生じた場合は、活用を検討する。    ③　電気、水、化石燃料等の使用料の低減に取り組む  　　エコスタイルの実施  　　冷暖房期間の温度設定を適切に管理  　　グリーン購入の推進  　　エコドライブの励行  　　ゴミ分別の徹底  　　プリンターインクカートリッジ回収    ④　府からの要請に適切に対応  　　　　新型コロナウイルス感染症拡大防止にかかる休館や時短開館の措置、消毒や換気の徹底、対策を講じた教室開催など、府からの協議に迅速かつ徹底して対応している。 | A | （１）   1. 「障がい者週間」の啓発をはじめ府が実施する文化・スポーツ・子育て支援等の事業ポスターの掲示やパンフレットの配架等に協力している。   ②　前指定管理期間から雇用されていた従事者を継続雇用しており、良好な実施状況。  職場環境整備等支援組織の活用については、継続雇用している現従事者が、勤務状態が極めて良好であることに加え、現従事者が元在籍していた事業所からのフォローもあったことから、今年度においては活用の必要性がなかったもの。  ③省エネ法に基づくエネルギー管理の実施に伴う対応について、エコスタイルの実施や冷暖房期間の温度設定を適切に管理する等の対応を行っている。   1. その他の社会情勢等（新型コロナウイルス対策など）による府からの要請についても迅速かつ適切に対応している。   以上のことから、概ね府の協力要請に対応していると判断される。 | A | 特段の指摘、提言なし。 |
| ６収支計画の内容、適格性および実現の程度 | （１）事業収支の計画は妥当か | （１）  　新型コロナウイルスの影響により、大阪府からの臨時休館要請、感染拡大防止対策としての事業定員の削減要請、施設再開後も利用者の戻りが鈍化するなど、新型コロナウイルス感染が収束しないという不安定要素はあるものの、代替事業の開催や開催数増の工夫を行うことで、障がいの有無に関わらず、施設再開後のスポーツの機会・場の環境づくりの確保につとめ、休館中の支出減を効率的にコロナ対策に伴う支出費用に充当するなどし、最終的には均衡した収支を見込んでいる。 | A | （１）  新型コロナウイルス感染症の拡大により、事業運営においても大きな影響を受けたものの、代替事業の開催や開催数増などの工夫を行うことで、施設再開後のスポーツの機会・場の環境づくりの確保につとめる等、入館者数増に積極的に取り組み、休館中の支出減を効率的にコロナ対策に伴う支出費用に充当するなど収支の均衡を図っている。  以上のことから、概ね事業収支の計画は妥当であると判断される。 | A | 「事業収益の計画は妥当か」に関して、単に予定された収益計画を上回るか下回るかといった固定的かつ経営的な視点での評価のみは避けるべきである。  具体的には、本施設の特性を見た場合、障がい者のスポーツ・文化活動の利用を企図していることから、それにかかる費用は通常の施設よりもかかる可能性がある。  　よって、そのようなコスト要因については許容しつつ、新型コロナに代表される感染症や各種災害などによる収入の大幅減など、予期せぬ出来事に起因する事業収支計画の変更・修正についても柔軟にご対応いただきたい。 |
| ７安定的な運営が可能となる人的能力 | （１）職員体制は十分か  職員配置について、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターＡ型の機能を確保するために必要な職員配置とするとともに、利用者の必要に応じて適宜スポーツの指導等を行い、かつ、利用者の安全が確保できる人員を配置しているか  （２）職員採用、確保の方策は適切か  （３）職員の指導育成や研修体制は十分か | （１）  上級障害者スポーツ指導員、中級障害者スポーツ指導員、初級障害者スポーツ指導員を配置し、身体障害者福祉センターA型の機能を確保。  障がい者スポーツ指導員を中心に各種事業はもとよりトレーニング指導や相談に応じている。前年度に引き続き原則として終日2名配置を実施し、必要に応じ配置人員を増やし利用者の安全確保に努めている。  （２）  府「公正な採用選考のために」に基づき採用  （３）  職員研修体制に基づき適切に実施  安全管理研修会 　5/7　 7/28　9/22　2/14（予定）  消防訓練 　7/28　2/14（予定）  　　　 指導研修　　　　 5/7・10・23・30　7/28　9/22  2/14（予定）  　　　 人権研修 　5/7 7/28　9/22　2/14（予定）  　　　 危機管理研修 　5/7 7/28 9/22 2/14（予定）  　　　 アルバイト研修 　随時  　　　 資格更新研修 　随時  　　　 個人情報保護研修　5/7 7/28　2/14（予定）  　　　 環境関係研修 　7/28 | A | （１）  職員には上級、中級、初級障害者スポーツ指導員の資格を有する者を配置し、身体障害者福祉法に基づく身体障害者福祉センターA型の機能を確保している。  原則として終日2名以上の配置を実施し、必要に応じて配置数を増やし利用者の安全確保に努めている。  以上のことから、概ね職員体制について十分であると判断される。  （２）  職員採用、確保の方策については、府「公正な採用選考のために」に基づき採用している。  以上のことから、概ね職員採用、確保の方策は適切であると判断される。  （３）  職員の指導育成や研修体制については、「管理体制計画書３職員研修体制（参考２参照）」に基づき適切に実施している。  以上のことから、概ね職員の指導育成や研修体制は十分であると判断される。 | A | 通常の研修だけでは、障がい者利用施設に特有のスキルやノウハウについては習得できない部分もあるので、そうした研修にも取り組んでいただきたい。 |
| ８安定的な運営が可能となる財政的基盤 | （１）法人の経営状況 | 令和3年度決算終了後に報告書を提出します。 | A | 会計を専門とする委員の意見を参考に、所管課にて評価を行う。  法人の財政状況については参考資料参照。 | A | 経営規模や事業・組織規模、財務状態といった規模や財政を重視した数値的な評価だけではなく、施設特性に応じた評価項目を設けるなどより多角的な評価が可能な基準をご検討いただきたい。 |

※評価の基準：モニタリング評価は、次の基準により行うこととする。

①項目ごとの評価は下記の４段階評価とする。

|  |  |
| --- | --- |
| 総　合　評　価  （最終評価） | Ⅱ |

|  |  |
| --- | --- |
| 令和3年度評価 | A |

　Ｓ：計画を上回る優良な実施状況　Ａ：計画どおりの良好な実施状況　Ｂ：計画どおりではないがほぼ良好な実施状況　Ｃ：改善を要する実施状況

　②年度評価は、次の４段階評価とする。

　Ｓ：項目ごとの評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ａ：項目ごとの評価のうちＢが２割未満で、Ｃがない　Ｂ：Ｓ・Ａ・Ｃ以外

Ｃ：項目ごとの評価のうちＣが２割以上。又はＣが２割未満であっても文書による是正指示を複数回行う等、特に認める場合

③総合評価及び最終評価は、次の４段階評価とする。

Ⅰ：評価対象となる年度の年度評価のうちＳが５割以上で、Ｂ・Ｃがない　Ⅱ：評価対象となる年度の年度評価のうちＢが３割未満で、Ｃがない　Ⅲ：Ⅰ・Ⅱ・Ⅳ以外

Ⅳ：評価対象となる年度の年度評価のうちＣが５割以上。ただし、評価対象期間の後半、取組状況に継続的な改善傾向が認められる場合を除く

※備考：Ｒ３年度は総合評価、Ｒ４年度は最終評価をする。